木造住宅・施工事業者を募集します!

~木造住宅の耐震改修工事をバックアップ~

我孫子市では、「我孫子市木造住宅耐震改修等助成金 交付等実施要綱」に基づき、耐震改修工事を行う「木造 住宅・施工事業者」を募集します。

木造住宅・施工事業者として我孫子市に登録すると 「我孫子市木造住宅施工事業者名簿」に登録され、建築 住宅課窓口にて市民の閲覧に供されます。

また、我孫子市ホームページにも掲載されます。



●登録条件

法人市民税又は市民税を滞納していない者で、次の項目のいずれかに該当する こと。

- (1) 市内に本店又は支店を有し、建設業法(昭和24年法律第100号)第 3条第1項に規定する許可を受けていること。
- (2) 市内に住所又は事務所を有し、建設業法第7条第2号イ又は口に規定する経歴を有する者。
- ※1)建設業法第7条第2号イは、在学中に建築学又は都市工学に関する学科を収め、高校を卒業後5年以上又は大学若しくは専門学校を卒業後3年以上の実務経験を有する者
- ※2) 建設業法第7条第2号ロは、建築工事又は大工工事の実務経験を10 年以上有する者

●木造住宅・施工事業者の業務

木造住宅耐震診断士が、地震に対する木造住宅の安全性を「木造住宅の耐震 診断と補強方法(最新版)」(一般財団法人日本建築防災協会、国土交通大臣指 定耐震改修支援センター発行)に規定する耐震診断の結果報告書を作成し、そ れに基づいて改修設計を行います。

木造住宅・施工事業者は、その設計図書に基づいて、改修工事及び工事管理を行います。

●登録申請方法

「我孫子市施工事業者登録申請書」に必要書類を添えて我孫子市建築住宅課 まで提出してください。

※必要書類

- ①登録条件(1)に該当する場合は、建設業許可証明書及び法人登記簿謄本(法人登記を行っている場合に限る)
- ②登録条件(2)の建設業法第7条第2号イに該当する場合は、住民票の写し、所定学科の卒業証明書及び所定年数の実務経歴書
- ③登録条件(2)の建設業法第7条第2号ロに該当する場合は、住民票の 写し及び所定年数の実務経歴書
- ④法人市民税又は市民税に関する納税証明書
- ⑤その他市長が必要と認める書類

●登録申請期間

随時受付しております。

(お問い合わせ先)

我孫子市都市部建築住宅課 電話04-7185-1541